



横浜町告示 第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画（案）及び目標地図（案）を次により縦覧に供する。

令和7年 2月18日

横浜町長 石橋 勝大



記

1. 縦覧期間 自 令和7年2月19日（水）  
至 令和7年3月 4日（火）

2. 縦覧場所 横浜町役場 産業振興課 内  
横浜町ホームページ

3. 意見書の提出方法

意見書は書面にて行い日本語に限ります。提出は持参、郵送によるものとします。意見書には住所、氏名、連絡先、該当地区を必ず記載してください。

なお、地域計画（案）以外のことに關する意見書は提出できません。

4. 意見書の処理

意見書については、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公表しますので個別の回答は行いません。